

身体障害者相談員の紹介

令和2・3年度の身体障害者相談員を委嘱しました。相談員は、障害のあるかたからの相談に応じ、町などの関係機関と連携を図りながら、問題解決に努めます。

(敬称略)	
氏名	電話
高橋 正夫	62-0817

問合せ 健康福祉課 福祉介護担当 ☎62-1233



皆野町けんこう大使
み~な

整骨院・接骨院で保険証が使えるケースは限られます！

整骨院・接骨院の先生は、“医師”ではないため、施術の行為が限定されています。そのため施術には、保険証が「使える場合」と「使えない場合」があります。

○ 保険証が使えます	✗ 保険証は使えません！ →全額自己負担になります
<ul style="list-style-type: none">打撲ねんぎ捻挫ざしおう挫傷(肉離れなど)骨折脱臼 <p>（応急手当以外は医師の同意が必要です）</p>	<ul style="list-style-type: none">日常生活の中での疲れ・肩こり・腰痛・体調不良などあん摩・マッサージ代わりの利用スポーツなどによる筋肉疲労・筋肉痛脳疾患後遺症、リウマチ、神経痛などの慢性病からくる痛みやしびれ症状改善のみられない長期の施術以前負傷した部位の痛み原因不明の痛みや違和感

柔道整復師(整骨院・接骨院)にかかるときの注意事項

原因を正しく伝えましょう

何が原因で負傷したのかを、きちんと伝えましょう。病院での治療と重複はできません(同一負傷について同時期に整形外科の治療と重複した場合、原則として施術料は全額自己負担)

また、交通事故など第三者行為では保険証は使えません。その場合は下記担当まで連絡してください。

ご自身で「療養費支給申請書」の内容をよく確認し、氏名は必ず自分で記入しましょう

保険証を使って施術を受ける場合は「療養費支給申請書」に署名が必要です。記載されている疾病名・施術日数・金額を確認して、必ず自分で署名しましょう。

また、領収書も必ずもらうようにしましょう。

施術が長期にわたる場合は、医師の診察を受けましょう

長期にわたって施術を受けても治らない場合は、内科的疾患が原因とも考えられますので、医師の診察を受けることをお勧めします。

国保から治療内容をお尋ねすることができます

「療養費支給申請書」が送られてくると国保にて保険証が正しく使われているかどうか点検します。特に、被保険者が1か月に15日以上もかかっている場合は施術日数について確認しています。このようなときは、町国保から負傷原因、負傷部位、施術年月日、その内容などを照会させていただくことがあります。

記録を付けたり、領収書を保管するなど医療費の適正化のためご協力をお願いします。

問合せ 町民生活課 保険年金担当 ☎62-1232